

(2)農村地域の防災・減災対策(一覧へ戻る)

農村地域防災減災事業の事業構成及び内容(※は掲載省略)

I 調査計画事業 (掲載)

【内容】農村地域防災減災総合計画(マスタープラン)の作成、安全度評価、防災情報管理システム整備計画策定、地域排水機能強化計画策定、ため池緊急防災対策情報整備

II 整備事業

1. 用排水施設等整備

① 防災ダム整備事業

i 防災ダム整備事業 (掲載)

【内容】洪水調整用ダムの新設、改修、関連施設の整備

ii 実施計画策定等 (掲載)

【内容】実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定

② ため池整備事業

i ため池総合整備工事 (掲載)

【内容】耐震性向上のための整備、豪雨による決壊防止のための整備、築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は災害発生のおそれのあるため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ等の整備、施設長寿命化計画等に基づき管理されているため池の長寿命化を図る整備

ii ため池群整備工事 (掲載)

【内容】複数のため池を対象に行うため池の改修、廃止、しゅんせつ等

iii 実施計画策定等 (掲載)

【内容】実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定等

③ 防災重点農業用ため池緊急整備事業

i ため池総合整備工事 (掲載)

【内容】防災重点農業用ため池を対象に行う耐震性向上のための整備、豪雨による決壊防止のための整備、築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は災害発生のおそれのあるため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ等の整備

ii ため池群整備工事 (掲載)

【内容】複数の防災重点農業用ため池を対象に行う改修、廃止、しゅんせつ等

iii 実施計画策定等 (掲載)

【内容】防災重点農業用ため池を対象に行う劣化状況評価、豪雨耐性評価、地震耐性評価、ため池緊急防災対策情報整備、実施計画策定等

iv 監視・管理体制の強化(掲載)

【内容】災害の発生を未然に防止するために必要な雨量計や水位計等の観測機器の設置

v 緊急的な防災対策(掲載)

【内容】ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置

vi 安全施設の整備(掲載)

【内容】防災重点農業用ため池への転落防止用の安全柵、注意喚起のための看板設置

④ ため池の洪水調節機能強化事業 ※

【内容】洪水調節機能の強化を目的としたため池の整備等

⑤ 用排水施設整備事業

i 湛水防除事業（掲載）

【内容】既存の用排水施設の耐用年数内において立地等の変化により、湛水被害が生じる恐れがある地域での湛水被害対策

ii 地盤沈下対策事業（掲載）

【内容】地下水の採取が規制されている地域での用排水施設の整備、農道の改修、客土等の地盤沈下対策

iii 用排水施設整備事業（掲載）

【内容】築造後の社会状況の変化等により早急に整備を要する施設の整備

iv 鉱毒対策事業 ※

【内容】鉱害対策の為の用排水施設の整備等

v 実施計画策定等（掲載）

【内容】実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定

⑥ 農地保全整備事業 ※

【内容】急傾斜地での浸食防止や崩壊防止

⑦ 地域防災機能増進事業

i 土地改良施設豪雨対策事業（掲載）

【内容】豪雨により公共施設等に被害を与える恐れのある土地改良施設の豪雨対策

ii 土地改良施設耐震対策事業（掲載）

【内容】地震により公共施設等に被害を与える恐れのある土地改良施設の耐震整備

iii 農道防災対策工事（掲載）

【内容】農道橋等の耐震化、災害発生の防止が必要な危険箇所の整備

iv 実施計画策定等（掲載）

【内容】実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

⑧ 農業用河川工作物等応急対策事業

i 農業用河川工作物応急対策事業（掲載）

【内容】構造が不適当又は不十分な頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等の整備補強、撤去、撤去に伴う整備

ii 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業（掲載）

【内容】高速道路等を横断する農業用道路の函渠等の耐震補強整備

iii 実施計画策定等（掲載）

【内容】実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

⑨ 特定農業用管水路等特別対策事業 ※

【内容】石綿管が使われている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う用排水路の変更

⑩ 水質保全対策事業

i 農業用排水施設整備 ※

【内容】水質保全対策として行う排水施設の新設、廃止又は変更

ii 水質保全施設整備 ※

【内容】水質浄化施設整備等

iii 支援事業 ※

【内容】湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備など(ソフト事業)

iv 耕土流出防止施設整備 ※

【内容】水路、沈砂施設、法面保護など

v 水質保全施設改修工事 ※

【内容】i、ii、ivで整備した施設の機能低下の防止

vi 実施計画策定 ※

【内容】実施計画策定

⑪ 公害防除特別土地改良事業 ※

【内容】農用地の土壤汚染を防止するために行うかんがい排水施設整備又は農用地の土壤汚染を除去するため行う排土、客土等

⑫ 地すべり対策事業（掲載）

【内容】地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の新設又は改良、及び区画整理、農道などの関連事業、又は地すべり防止施設の長寿命化対策工事

⑬ 湛水被害総合対策事業 ※

【内容】湛水被害の防止を目的とした農業生産基盤の整備等

2. 災害管理施設等整備

① 農業用施設等災害管理対策事業 ※

【内容】危機管理に資する情報システム整備、緊急排水ポンプ、ゲート遠隔操作機等、洪水調整機能の発揮に必要な整備等

② 農村防災施設整備事業

i 農村防災施設整備(掲載)

【内容】緊急避難路、避難塔、防火水槽、避難施設の耐震化、雪崩防止施設など

ii 農業生産基盤整備(掲載)

【内容】用排水施設、区画整理、農用地造成、農道整備など

iii 農村生活維持施設整備 ※

【内容】農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落排水施設、農業施設等用地整備

iv 実施計画策定等(掲載)

【内容】実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

③ 農業水利施設危機管理対策事業(掲載)

【内容】農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備

Ⅲ 体制整備事業

① ため池緊急防災環境整備事業（掲載）

【内容】監視・管理体制の強化、緊急的な防災対策、地域防災上のリスク除去（農業用又は旧農業ため池の代替水源整備を伴う廃止）、ハード事業の着手促進（ハード整備に着手するために必要な所有者確定の為の相続調査等）、実施計画の策定

② ため池群管理体制整備事業 ※

【内容】ため池群整備工事と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施

農村地域防災減災事業の事業構成及び事業内容一覧表

事業構成	事業内容(主要なこと)
I 調査計画事業	マスタープラン作成、安全度評価、地域排水機能強化計画策定、ため池緊急防災対策情報整備
II 整備事業	
1. 用排水施設等整備	
① 防災ダム整備事業	
1)防災ダム整備事業	洪水調整用ダムの整備
2)実施計画策定等	実施計画等の策定
② ため池整備事業	
1)ため池総合整備工事	ため池の新設、変更、新設に伴う廃止、しゅんせつ等
2)ため池群整備工事	複数のため池におけるため池の改修、廃止、しゅんせつ等
3)実施計画策定等	実施計画等の策定
③ 防災重点農業用ため池緊急整備事業	防災重点農業用ため池を対象に行う。
1)ため池総合整備工事	ため池の新設、変更、新設に伴う廃止、しゅんせつ等
2)ため池群整備工事	複数のため池におけるため池の改修、廃止、しゅんせつ等
3)実施計画策定等	実施計画等の策定
4)監視・管理体制の強化	雨量計や水位計等の設置
5)緊急的な防災対策	軽微な補修、水位低下、排水ポンプの設置等
6)安全施設の整備	転落防止柵や注意喚起のための看板設置等
④ ため池洪水調節機能強化事業	洪水調節機能を目的としたため池の整備等
⑤ 用排水施設等整備事業	湛水被害対策
1)湛水防除事業	水路整備、農道改修、客土など地盤沈下対策
2)地盤沈下対策事業	社会状況の変化などにより早急に行う施設整備
3)用排水施設整備事業	鉍毒対策のための用排水施設の整備
4)鉍毒対策事業	実施計画等の策定
5)実施計画策定等	急傾斜地での侵食防止及び崩壊防止
⑥ 農地保全整備事業	
⑦ 地域防災機能増進事業	
1)土地改良施設豪雨対策事業	豪雨により公共施設等に被害をおよぼす施設の豪雨対策
2)土地改良施設耐震対策事業	地震により公共施設等に被害をおよぼす施設の耐震化
3)農道防災対策工事	農道橋等の耐震化、災害防止が必要な箇所の整備
4)実施計画策定等	実施計画等の策定
⑧ 農業用河川工作物等応急対策事業	
1)農業用河川工作物応急対策事業	頭首工、水門などの撤去及び撤去に伴う整備
2)農業用横断工作物緊急耐震対策事業	高速道路等を横断する構造物の耐震化
3)実施計画策定等	実施計画等の策定
⑨ 特定農業用管水路等特別対策事業	石綿管使用管水路の撤去及び整備
⑩ 水質保全対策事業	
1)農業用排水施設整備	水質保全として行う水路の整備
2)水質保全施設整備	水質浄化施設整備
3)支援事業	水質保全に係る管理運営体制の整備
4)耕土流出防止施設整備	水路、沈砂施設、法面保護
5)水質保全施設改修工事	1)2)4)で整備した施設の機能低下の防止
6)実施計画策定等	
⑪ 公害防除特別土地改良事業	実施計画等の策定
⑫ 地すべり対策事業	土壌汚染を防止するために行うかんがい排水施設整備等 地すべり防止施設の新設、改良、関連事業、長寿命化対策

⑬ 湛水被害総合対策事業	湛水被害の防止を目的とした農業生産基盤の整備等
事業構成	事業内容(主要なこと)
2.災害管理施設等整備 ⑫ 農業用施設等災害管理対策事業 ⑬ 農村防災施設整備事業 1)農村防災施設整備 2)農業生産基盤整備 3)農村生活維持施設整備 4)実施計画策定等 ⑭ 農業水利施設危機管理対策事業	危機管理に資するシステム整備、緊急排水ポンプ等の整備 緊急避難路、避難塔、防火水槽、避難路の耐震化 用排水施設、区画整理、農用地造成、農道整備など 農業集落道、営農飲雑、農業集落排水、施設等用地整備 実施計画等の策定 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備
Ⅲ体制整備事業 ⑮ ため池緊急防災環境整備事業 ⑯ ため池群管理体制整備事業	旧農業用ため池の代替水源整備を伴う廃止、ハード事業著着手に必要な相続関係調査、実施計画の策定等 ため池群整備工事と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施

補助事業名	農村地域防災減災事業(調査計画事業)			
事業主体	県又は市町村又は団体。ただし、1および5の事業は県又は市町村のみ。			
事業内容	1. 農村地域防災減災総合計画等策定 地域・施設の諸条件について調査し、「農村地域防災減災総合計画書(以下、「総合計画」という。)」又は「農村地域防災減災推進計画書(以下、「推進計画」という。)」を策定するもの。 2. 安全度評価 農業用施設や農村防災施設等の機能診断等の調査を行い、地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため「農村災害対策整備計画」を作成するもの。 3. 防災情報管理システム整備計画策定 地域及び農業用施設の諸条件について調査し、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法及び期待される効果等を検討し、「防災情報管理システム整備計画」を作成するもの。 4. 地域危機管理整備計画策定 危機管理の対象とすべき農業用施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針及び期待される効果等を検討し、「地域危機管理整備計画」を作成するもの。 5. 地域排水機能強化計画策定 地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、地域排水機能強化計画を策定するもの。 6. ため池緊急防災対策情報整備 人命、人家又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として、計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報の整備。			
要件	○ 1, 2の事業にあっては、3～6又は要綱別表1のⅡからⅢの事業を行う見込みがあること。 ○ 3～4の事業にあっては、災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等であること、若しくは、同一市町村又は関連する流域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計が概ね10ha以上(災害防除対策推進地域等にあっては概ね5ha以上)であること。 ○ 5の事業にあっては、次の事項に該当すること。 (1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。 (2) 既存の土地改良施設を活用した整備により、効果が発現することが見込まれること。 ○ 2～6の事業を実施するにあたっては、「総合計画」又は「推進計画」に位置付けるものとする。			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙第1)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	県 営	100	0	0
	団 体 営	100	0	0
適用	二次災害が予想される地区における施設でため池緊急防災対策情報整備に係るものは、令和12年度まで定額補助			

補助事業名	農村地域防災減災事業(防災ダム整備事業)			
事業主体	県。ただし、2の事業は県又は団体			
事業内容	1. 防災ダム整備事業 洪水調整用ダム(余水吐その他の附帯施設を含む。)の新設又は改修及び併せ行う関連整備 2. 実施計画策定等 (1) 実施計画策定 整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの。 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれがある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するもの。 (3) 施設長寿命化計画策定 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの。			
要件	防災受益面積が概ね 100ha以上のもの。 ただし、台風常襲地帯、豪雪地帯、又は振興山村(山村振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。)であって、次に掲げる要件のすべてに該当する地域において行うものの防災受益面積については、概ね 70ha以上。 1. 当該事業の計画年度の前年度から概ね過去 10 年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 5 条第 1 項の規定に基づき定められた地域であって、洪水により農地、農作物又は農業施設に被害が発生した地域であること。 2. 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙第2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	県 営	55	39	6
	県 営 又 は 団 体 営 (実施計画策定等)	100	0	0
適用	農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。 2の事業において、二次災害が予想される地区における施設に係るものは、令和 12 年度までは定額補助			

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)			
	大規模			
事業主体	県 営			
事業内容	1. ため池総合整備工事 (1) 地震・豪雨対策型 耐震性向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備 (2) 一般整備型 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事 (3) 長寿命化型 施設長寿命化計画等に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事			
要件	(1)の事業に係る要件 ・防災重点農業用ため池又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれか。 ① 防災受益面積がおおむね 70ha 以上かつ受益面積がおおむね 40ha 以上のもの(離島においては防災受益面積がおおむね 40ha 以上かつ受益面積がおおむね 40ha 以上のもの) ② 防災受益面積がおおむね 7ha 以上かつ受益面積がおおむね 2ha 以上であって、想定被害額(農外)が 3 億円以上のもの ・農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては対策の対象となる農地面積が 10ha 以上であり、次に掲げるもの。 ① 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 ② 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 ③ 対象農地の関連整備 ・耐震性向上のための整備にあつては次のいずれか。 ① 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故によって被害を生ずる恐れのあるため池の改修であつて、地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる可能性があるもの ② 災害防除対策推進地域等に該当する地域で行う事業であつて、耐震化対策整備計画が策定されている ・要領別紙3-2の第2の1、2に示されている要件を満たすもの (2)の事業に係る要件 ・受益面積がおおむね 100ha 以上のもの(中山間地域の場合おおむね 70ha 以上、離島の場合はおおむね 20ha 以上) ・総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの(中山間地域の場合おおむね 3,000 万円以上) ・ため池の廃止にあつては廃止するため池の貯水量の合計が 1,000m³ 以上であつて、総事業費の合計がおおむね 800 万円以上のもの ・要領別紙3-2の第3の1～4に示されている要件を満たすもの (3)の事業に係る要件 ・施設長寿命化計画が策定されており、かつ、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの。(ただし、ため池緊急対策として実施する場合は施設長寿命化計画が策定されているもの)			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙3、3-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	県 営(地震・豪雨対策型) 一般 地 域	55	34	11
	県 営(地震・豪雨対策型) 離 島	60	34	6
	県 営(一般整備型) 一般 地 域	55	32	13
	県 営(一般整備型) 離 島	60	30	10
	県 営(長寿命化型) 一般 地 域	50	未	未
	県 営(長寿命化型) 中 山 間 地 域	55	未	未
	県 営(長寿命化型) 離 島	60	未	未
適 用	島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 参考事業 ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業			

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)			
	小 規 模			
事業主体	県 営			
事業内容	1. ため池総合整備工事 (1) 地震・豪雨対策型 耐震性向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備 (2) 一般整備型 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事 (3) 長寿命化型 施設長寿命化計画等に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事			
要件	(1) の事業に係る要件 ・防災重点農業用ため池又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次に該当するもの ① 防災受益面積がおおむね 7ha 以上又は想定被害額(農外)が 4,000 万円以上であって、かつ、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの ② 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの ・農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては対策の対象となる農地面積が 10ha 以上であり、次に掲げるもの。 ① 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 ② 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 ③ 対象農地の関連整備 ・耐震性向上のための整備にあつては次のいずれか。 ① 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故によって被害を生ずる恐れのあるため池の改修であつて、地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる可能性があるもの ② 災害防除対策推進地域等に該当する地域で行う事業であつて、耐震化対策整備計画が策定されている ・要領別紙3-2の第2の1、2に示されている要件を満たすもの (2) の事業に係る要件 ・受益面積がおおむね 2ha 以上のもの(ため池緊急対策の場合を除く) ・総事業費がおおむね 800 万円以上のもの ・ため池の廃止にあつては廃止するため池の貯水量の合計が 1,000m³ 以上であつて、総事業費の合計がおおむね 800 万円以上のもの ・要領別紙3-2の第3の2～4に示されている要件を満たすもの (3) の事業に係る要件 ・施設長寿命化計画が策定されており、かつ、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの。			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙3、3-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	県 営(地震・豪雨対策型) 一 般 地 域	50	未	未
	県 営(地震・豪雨対策型) 中 山 間 地 域	55	34	11
	県 営(地震・豪雨対策型) 離 島	60	34	6
	県 営(一般整備型) 一 般 地 域	50	未	未
	県 営(一般整備型) 中 山 間 地 域	55	30	15
	県 営(一般整備型) 離 島	60	31	9
	県 営(長寿命化型) 一 般 地 域	50	未	未
	県 営(長寿命化型) 中 山 間 地 域	55	未	未
	県 営(長寿命化型) 離 島	60	未	未
適用	島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 参考事業 ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業			

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)				
	小 規 模				
事業主体	団 体 営				
事業内容	1. ため池総合整備工事 (1) 地震・豪雨対策型 耐震性向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な施設の新設若しくは改修。 (2) 一般整備型 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を 要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事				
要件	(1) の事業に係る要件 ・防災重点農業用ため池又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次に該当するもの ① 防災受益面積がおおむね 7ha 以上又は想定被害額(農外)が 4,000 万円以上であって、かつ、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの ② 事業費がおおむね 800 万円以上のもの ・耐震性向上のための整備にあつては次のいずれか。 ① 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故によって被害を生ずる恐れのあるため池の改修であつて、地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる可能性があるもの ② 災害防除対策推進地域等に該当する地域で行う事業であつて、耐震化対策整備計画が策定されている ・要領別紙3-2の第2の1、2に示されている要件を満たすもの (2) の事業に係る要件 ・受益面積がおおむね 2ha 以上のもの ・総事業費がおおむね 800 万円以上のもの ・ため池の廃止にあつては廃止するため池の貯水量の合計が [※] 1,000m3 以上であつて、総事業費の合計がおおむね 800 万円以上のもの ・要領別紙3-2の第3の2～4に示されている要件を満たすもの				
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱				
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙3、3-2)				
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱				
補助率	区 分		国	県	その他
	団体営(地震・豪雨対策型)	一 般 地 域	50	未	未
	団体営(地震・豪雨対策型)	中 山 間 地 域	55	未	未
	団体営(地震・豪雨対策型)	離 島	60	未	未
	団体営(一般整備型)	一 般 地 域	50	25	25
	団体営(一般整備型)	中 山 間 地 域	55	25	20
	団体営(一般整備型)	離 島	60	未	未
	適用	島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 参考事業 ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業			

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)			
事業主体	県 営			
	大規模、小規模			
事業内容	2. ため池群整備工事 複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、 周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。 3. 実施計画策定等 (1)実施計画策定 整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの。 (2)耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれがある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するもの。 (3)施設長寿命化計画策定 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの。 (4)ため池群調査計画策定 ため池の決壊防災や洪水調整機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、農用地災害防止ため池整備計画策定			
要件	ため池群整備工事 防災重点農業用ため池を含むもの 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの。 1) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの。 2) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの。 3) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。 ● 大規模事業 1) かんがい受益面積の合計が概ね 80ha 以上であること。 2) 防災受益面積の合計が概ね 200ha 以上又は想定被害額(農外)の合計が 10 億円以上のもの。 3) 離島振興地域については、防災受益面積の合計が概ね 80ha 以上又は想定被害額(農外)の合計が 4 億円以上のもの。 4) 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。 ● 小規模事業 1) かんがい受益面積の合計が概ね 10ha 以上であること。 2) 防災受益面積の合計が概ね 20ha 以上又は想定被害額(農外)の合計が 1 億円以上のもの。 3) 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙3、3-2)			
交付要綱	農地防災事業等交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	ため池群整備工事(県営)	55	未	未
	ため池群整備工事(団体営)	55	未	未
	実施計画策定等	100	0	0
適用	3の事業において、二次災害が予想される地区における施設に係るものは、令和 12 年度までは定額補助 島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 参考事業 ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業			

補助事業名	農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)			
	大 規 模			
事業主体	県 営			
事業内容	1. ため池総合整備工事 (1) 地震・豪雨対策型 耐震性向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備 (2) 一般整備型 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事			
要件	(1) の事業に係る要件 ・防災重点農業用ため池であって次のいずれかに該当するもの。 ① 防災受益面積がおおむね 70ha 以上かつ受益面積がおおむね 40ha 以上のもの。ただし離島においては防災受益面積がおおむね 40ha 以上かつ受益面積がおおむね 40ha 以上のもの。 ② 防災受益面積がおおむね 7ha 以上かつ受益面積がおおむね 2ha 以上であって、想定被害額(農外)が3億円以上のもの。 ・農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては、対策の対象となる農地面積が 10ha 以上であり、次に掲げるもの。 ① 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 ② 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 ③ 対象農地の関連整備 ・要領別紙17-2の第2の1、2に示されている要件を満たすもの。 (2) の事業に係る要件 ・受益面積がおおむね 100ha 以上のもの(中山間地域の場合おおむね 70ha 以上、離島の場合おおむね 20ha 以上)。 ・総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの(中山間地域の場合おおむね 4,000 万円以上)。 ・ため池の廃止にあつては廃止するため池の貯水量の合計が 1,000m³ 以上であって、総事業費の合計がおおむね 4,000 万円以上のもの。 ・要領別紙17-2の第3の1～4に示されている要件を満たすもの。			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙17、17-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	県営(地震・豪雨対策型) 一 般 地 域	55	34	11
	県営(地震・豪雨対策型) 離 島	60	34	6
	県 営 (一 般 整 備 型) 一 般 地 域	55	34	11
	県 営 (一 般 整 備 型) 離 島	60	34	6
適 用	・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 ・防災重点農業用ため池緊急整備事業の予算措置は、防災重点農業用ため池にかかる防災工事等の推進に関する特別措置法の有効期間内(令和3年度～令和12年度)となる。			

補助事業名	農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)			
	小規模			
事業主体	県 営			
事業内容	1. ため池総合整備工事 (1) 地震・豪雨対策型 耐震性向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附属施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備 (2) 一般整備型 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附属施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事			
要件	(1) の事業に係る要件 ・防災重点農業用ため池であって次のいずれかに該当するもの。 ① 防災受益面積がおおむね 7ha 以上又は想定被害額(農外)が 4,000 万円以上であって、かつ受益面積がおおむね 2ha 以上のもの ② 総事業費がおおむね 4,000 万円以上のもの ・農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては、対策の対象となる農地面積が 10ha 以上であり、次に掲げるもの。 ① 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 ② 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 ③ 対象農地の関連整備 ・要領別紙17-2の第2の1、2に示されている要件を満たすもの (2) の事業に係る要件 ・受益面積がおおむね 2ha 以上のもの ・総事業費がおおむね 4,000 万円以上のもの ・ため池の廃止にあつては廃止するため池の貯水量の合計が 1,000m³ 以上であって、総事業費の合計がおおむね 4,000 万円以上のもの ・要領別紙17-2の第3の1～4に示されている要件を満たすもの			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙17、17-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	県営(地震・豪雨対策型) 一般地域	55	34	11
	県営(地震・豪雨対策型) 離 島	60	34	6
	県営(一般整備型) 一般地域	55	34	11
	県営(一般整備型) 離 島	60	34	6
適用	・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 ・防災重点農業用ため池緊急整備事業の予算措置は、防災重点農業用ため池にかかる防災工事等の推進に関する特別措置法の有効期間内(令和3年度～令和12年度)となる。			

補助事業名	農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)			
	小規模			
事業主体	団体営			
事業内容	1. ため池総合整備工事 (1) 地震・豪雨対策型 耐震性向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備 (2) 一般整備型 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事			
要件	(1) の事業に係る要件 ・防災重点農業用ため池であって次のいずれかに該当するもの。 ① 防災受益面積がおおむね 7ha 以上又は想定被害額(農外)が 4,000 万円以上であって、かつ受益面積がおおむね 2ha 以上のもの ② 総事業費がおおむね 4,000 万円以上のもの ・農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては、対策の対象となる農地面積が 10ha 以上であり、次に掲げるもの。 ① 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 ② 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 ③ 対象農地の関連整備 ・要領別紙 17-2 の第 2 の 1、2 に示されている要件を満たすもの (2) の事業に係る要件 ・受益面積がおおむね 2ha 以上のもの ・総事業費がおおむね 4,000 万円以上のもの ・ため池の廃止にあつては廃止するため池の貯水量の合計が 1,000m³ 以上であって、総事業費の合計がおおむね 4,000 万円以上のもの ・要領別紙 17-2 の第 3 の 1～4 に示されている要件を満たすもの			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙 17、17-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	団体営(地震・豪雨対策型) 一般地域	55	未	未
	団体営(地震・豪雨対策型) 離島	60	未	未
	団体営(一般整備型) 一般地域	55	未	未
	団体営(一般整備型) 離島	60	未	未
適用	・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 ・防災重点農業用ため池緊急整備事業の予算措置は、防災重点農業用ため池にかかる防災工事等の推進に関する特別措置法の有効期間内(令和 3 年度～令和 12 年度)となる。			

補助事業名	農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)			
事業主体	県営、団体営			
	大規模、小規模			
事業内容	2. ため池群整備工事 複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、防災重点農業用ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。			
要件	2. ため池群整備工事 防災重点農業用ため池を含むもの 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの。 1)ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの。 2)ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの。 3)決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。 ● 大規模事業 1)受益面積の合計がおおむね 80ha 以上であること。 2)防災受益面積の合計がおおむね 200ha 以上又は想定被害額(農外)の合計が 10 億円以上のもの。 3)離島については、防災受益面積の合計がおおむね 80ha 以上又は想定被害額(農外)の合計が 4 億円以上のもの。 4)農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。 ● 小規模事業 1)受益面積の合計がおおむね 10ha 以上であること。 2)防災受益面積の合計がおおむね 20ha 以上又は想定被害額(農外)の合計が 1 億円以上のもの。 3)農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙17、17-2)			
交付要綱	農地防災事業等交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	ため池群整備工事(大規模)一般地域	55	未	未
	ため池群整備工事(大規模)離島	60	未	未
	ため池群整備工事(小規模)一般地域	55	未	未
	ため池群整備工事(小規模)離島	60	未	未
適用	・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 ・防災重点農業用ため池緊急整備事業の予算措置は、防災重点農業用ため池にかかる防災工事等の推進に関する特別措置法の有効期間内(令和3年度～令和12年度)となる。			

補助事業名	農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)
事業主体	県営、団体営
	大規模、小規模
事業内容	3. 実施計画策定等 (1)劣化状況評価 ため池総合整備工事及びため池群整備工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価 (2)豪雨耐性評価 ため池総合整備工事及びため池群整備工事の必要性についての判断に資するために行う豪雨による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価 (3)地震耐性評価 ため池総合整備工事及びため池群整備工事の必要性についての判断に資するために行う地震による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価 (4)ため池緊急防災対策情報整備 計画的に防災対策を推進するために行う調査及び諸元等の詳細情報の整備 (5)実施計画策定 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定 (6)ため池群調査計画策定 防災重点農業用ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から農用地災害防止ため池整備計画の策定 (7)ハード整備の着手促進 ため池総合整備工事及びため池群整備工事に着手するために必要な、防災重点農業用ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者の確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施 (8)農業水利施設安全対策推進計画の策定 特に安全施設の整備が必要な防災重点農業用ため池について記載した農業水利施設安全対策推進計画の策定 4. 監視・管理体制の強化 災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施 5. 緊急的な防災対策 ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施 6. 安全施設の整備 防災重点農業用ため池への転落等による被害の防止を図るため、転落防止用の安全柵や注意喚起のための看板の設置等の安全施設の整備
要件	3(7). ハード整備の着手促進 防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの 3(8). 農業水利施設安全対策推進計画の策定 農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること 4. 監視・管理体制の強化 防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの 5. 緊急的な防災対策 防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの 6. 安全施設の整備 1) 農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること。 2) 1地区あたりの事業費の合計が 200 万円以上となること。

実 施 要 綱	農村地域防災減災実施要綱			
実 施 要 領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙17、17-2)			
交 付 要 綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補 助 率	区 分	国	県	その他
	劣化状況評価	100	0	0
	地震耐性評価	100	0	0
	豪雨耐性評価	100	0	0
	ため池緊急防災対策情報整備	100	0	0
	実施計画策定	100	0	0
	ため池群調査計画策定	100	0	0
	ハード整備の着手促進	55	未	未
	安全対策推進計画策定	55	未	未
	監視・管理体制の強化	100	0	0
	緊急的な防災対策	100	0	0
	安全施設の整備	55	未	未
適 用	・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 ・防災重点農業用ため池緊急整備事業の予算措置は、防災重点農業用ため池にかかる防災工事等の推進に関する特別措置法の有効期間内(令和3年度～令和12年度)となる。			

補助事業名	農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)
事業主体	県又は団体。ただし、1の(2)および2の事業は県
事業内容	1. 湛水防除事業 (1) 排水施設整備対策工事 ア. 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件等の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則として過去に応急の湛水排除事業が実施された地域)でこれを防止するために行う排水施設の整備。 イ. 同一水系の排水河川に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水施設の整備。 ウ. アによって整備された施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更 (2) クリーク防災機能保全対策 農業用の水路網(以下、クリーク)の密度又は貯留容量が一定以上であって、湛水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の整備、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地 2. 地盤沈下対策事業 地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備。 3. 用排水施設整備事業 (1) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備。 (2) 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急的に行う農業用排水施設の新設又は変更 (3) 風水害等により土砂崩壊の危険が生じた箇所において、農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤若しくは水路の整備、又は水田法面の保護を目的とする水抜工の設置。 (4) 湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防又は樋門の新設又は変更等 4. 実施計画策定等 (1) 実施計画策定 整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの。 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれがある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するもの。 (3) 施設長寿命化計画策定 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの。
要件	●大規模・小規模事業に共通する要件 1. 湛水防除事業 (1)排水施設整備対策工事 アの事業 ・次のいずれかに該当すること ①排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった ②受益戸数の農家以外が占める割合又は受益面積の農地以外が占める割合が1/5以上で、しばしば湛水被害を受ける ③地盤沈下等による湛水被害が著しい ④受益面積と流域面積との比が3倍以上で、負担に耐えないもの ・排水調整池を対象とする場合、耕作放棄地を利用すること。また、自然環境を保護するための工事は、植生工、親水及び護岸の整備のみとする。 イの事業 ・次のすべてを満たすもの ①排水施設整備工事によって造成された施設を主たる対象にするもの ②同一水系の排水河川に係る地域である等一元管理を必要とする地域で実施するもの ③防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で施すもの (2)クリーク防災機能保全対策 ・次の条件のいずれか ①市長村を単位として、受益農用地に占める貯留容量を有するクリークの面積の割合が6.7%以上である ②市町村を単位として、受益農用地100haあたり67,000 m³以上の貯留容量を有する

2. 地盤沈下対策事業

- ・当該農業用施設の地盤沈下による機能低下率がおおむね 30% 以上のもの。ただし、次のいずれかに該当する場合はその限りでない。

- ①水源を地下水以外のものに変換するために行う農業用排水施設の新設及び変更
- ②地盤沈下対策を目的として実施した事業（本事業含む）により整備された農業用排水施設にあって、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う変更

3. 用排水施設整備事業

●大規模事業

1. 湛水防除事業

(1)排水施設整備対策工事

ア及びウの事業

- 受益面積がおおむね 400ha（離島にあってはおおむね 300ha）以上、かつ、総事業費がおおむね 5 億円以上のもの

イの事業

- 受益面積がおおむね 1000ha 以上のもの

(2)クリーク防災機能保全対策

- 受益面積がおおむね 100ha 以上のもの

2. 地盤沈下対策事業

- ・受益面積がおおむね 400ha 以上のもの

3. 用排水施設整備事業

- ・頭首工にあっては流域又は河状の変化等により周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるものであって次のいずれかに該当するもの

- ①決壊又は護床、護岸等の不備により、堤防又は公共施設等に重大な影響を生ずるおそれのあるもの
- ②流木又は土砂堆積等により可動堰が機能障害を受け、洪水の流下を阻害しているもの

- ・樋門にあっては、堤防と一体となっている樋門であって、脆弱化による浸水又は漏水により、周辺の農用地、堤防又は公共施設等に重大な影響を生ずるおそれのあるもの

- ・用水又は排水機場にあっては、次のいずれかに該当するもの

- ①排水機場で施設の脆弱化による排水機能の低下により被害を生じているもの

- ②用水または排水機場で施設の脆弱化により堤防又は公共施設等に被害を与えるおそれのあるもの

- ・水路にあっては、次のいずれかに該当するもの

- ①山腹部に築造された水路であって、土砂崩壊又は山地流域からの流入等により、下位部の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの

- ②盛土又は軟弱地盤の上に築造された水路であって、漏水又は脆弱化による用排水機能の低下により、周辺の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの

- ③一連の効用を有する水路のうち、トンネル部の崩壊の危険が顕著であり、早急に補強等を要するもの

- ④サイホン、水路橋又は暗渠等の損傷により、農用地その他に被害を与えるおそれのあるもの

- ⑤①～④までと一連の施設で、分離して施工することが効用上困難なもの

(1)および(2)の事業

【都道府県が行うもの】

- ・受益面積がおおむね 400ha 以上（中山間地域においては 200ha）のもの

- ・総事業費がおおむね 8,000 万円以上（中山間地域で行なうもの又はため池総合整備事業においては 3,000 万円）のもの

【都道府県以外が行うもの】

- ・受益面積がおおむね 200ha 以上（中山間地域においては 100ha）のもの

- ・総事業費がおおむね 8,000 万円以上（中山間地域においては 3000 万円）のもの

(3)および(4)の事業

【都道府県が行うもの】

- ・湖岸堤防工事にあっては、防災受益面積がおおむね 20ha 以上のもの

- ・土砂崩壊防止工事にあっては、防災受益面積がおおむね 5ha 以上のもの

- ・総事業費がおおむね 800 万円以上のもの（離島で行なうものの場合）

【都道府県以外が行うもの】

- ・防災受益面積がおおむね 200ha 以上のもの（土砂崩壊防止工事を除く）

- ・総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの

	●小規模事業 1. 湛水防除事業 (1)排水施設整備対策工事 ア及びウの事業 受益面積がおおむね 30ha 以上、かつ、総事業費がおおむね 5,000 万円以上のもの イの事業 受益面積がおおむね 100ha 以上のもの (2)クリーク防災機能保全対策工事 受益面積がおおむね 20ha 以上のもの 2. 地盤沈下対策事業 ・受益面積がおおむね 20ha 以上のもの 3. 用排水施設整備事業 ・頭首工、樋門、用排水機場及び水路において、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により周辺の 農用地その他に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの (1)及び(2)の事業 受益面積がおおむね 20ha 以上(中山間地域においては 10ha)、かつ、総事業費がおおむね 800 万円以上のもの (3)及び(4)の事業 【都道府県が行うもの】 ・湖岸堤防工事にあっては、防災受益面積がおおむね 20ha 以上のもの ・土砂崩壊防止工事にあっては、防災受益面積がおおむね 5ha 以上のもの ・総事業費がおおむね 800 万円以上のもの(離島で行なうものの場合) 【都道府県以外が行うもの】 ・防災受益面積がおおむね 20ha 以上のもの(土砂崩壊防止工事を除く) ・総事業費がおおむね 800 万円以上のもの			
実 施 要 綱	農村地域防災減災実施要綱			
実 施 要 領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙第4, 4-2)			
交 付 要 綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補 助 率	区 分	国	県	その他
	湛水防除事業(大規模)	55	未	未
	湛水防除事業(小規模) 一 般 地 域	50	未	未
	湛水防除事業(小規模) 中 山 間 地 域	55	未	未
	地 盤 沈 下 対 策 事 業 (大 規 模)	55	未	未
	地 盤 沈 下 対 策 事 業 (小 規 模) 一 般 地 域	50	未	未
	地 盤 沈 下 対 策 事 業 (小 規 模) 中 山 間 地 域	55	未	未
	用排水施設整備事業 (大 規 模) 一 般 地 域	55	未	未
	用排水施設整備事業 (大 規 模) 離 島	60	未	未
	用排水施設整備事業 (小 規 模) 一 般 地 域	50	未	未
	用排水施設整備事業 (小 規 模) 中 山 間 地 域	55	29	16
	用排水施設整備事業 (小 規 模) 離 島	60	未	未
	実 施 計 画 策 定 等	100	未	未
適 用	2の事業においては都道府県が34%以上を負担する場合に限る。 4の事業において、二次災害が予想される地区における施設に係るものは、令和12年度までは定額補助			

補助事業名	農村地域防災減災事業(地域防災機能増進事業)
事業主体	県又は市町村
事業内容	1 土地改良施設豪雨対策事業 地域の豪雨に対する防災機能を強化するために、既存施設を活用した整備を行うことで効果を発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設。 (1) 築造後における自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害を防止するために整備が必要な施設。 (2) 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設。 (3) 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設。 2 土地改良施設耐震対策事業(耐震改修と一体不可分な範囲で行う補修又は更新を含む。) 土地改良施設のうち、次のいずれかの施設周辺地域への影響が大きい重要な構造物の耐震改修。 (1) 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設。 (2) 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設。 (3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設。 (4) 地震による被害が生じた場合に農地10ha以上(農地5ha以上10ha未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるもの(人家1戸が農地1haに相当するとみなして算定)を含む)に影響を与える施設。 3 農道防災対策工事 土地改良施設である農道のうち、農道橋や農道トンネルの耐震化対策、湧水等による崩壊の危険が顕著な路肩や法面など防災上の観点から行う危険箇所の整備及びこれらと一体的に整備するもの(ただし、維持管理に係るものは除く。)であって、次のいずれかに該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、2の事業要件を準用するものとする。 (1) 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、災害が発生した場合に人命・財産等への影響が大きい施設 (2) 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設 4 実施計画策定等 (1) 実施計画策定…事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定…大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定する。
要件	○1の事業を実施する場合は地域排水機能強化計画が策定されており、以下のいずれかに該当するもの ① 総事業費が概ね 800 万円以上のもの ② 防災受益が概ね 30ha以上のもの ○2、3の事業により耐震化対策を実施する場合は、土地改良施設が以下のいずれかの地域に存在するもの ① 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域 ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策推進地域 ③ 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生する恐れの高い地域 ○2の事業を実施する場合は耐震化対策整備計画が策定されており、(1)、(2)に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件に該当するもの。 (1) 大規模事業 ① 防災受益面積が 400ha 以上のもの (2) 小規模事業 ① 総事業費が概ね 800 万円以上のもの ② 防災受益面積が概ね 30ha 以上のもの また2の事業において、耐震改修と一体不可分な範囲で補修又は更新を行う場合は、上記の要件に加えて、以下の要件を全て満たすもの。 ア 耐震改修に係る事業費が総事業費の1/2以上であること イ 耐震改修と一体不可分な範囲において老朽化等による機能低下がみられること ウ 補修又は更新を行う施設が、施設長寿命化計画に位置付けられていること ○3の事業を実施する場合は防災対策の必要性が整理されており、(1)、(2)に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件に該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、2の事業要件を準用するものとする。 (1) 大規模事業 ① 防災受益面積が 400ha 以上のもの (2) 小規模事業 ① 総事業費が概ね 800 万円以上のもの ② 防災受益面積が概ね 30ha 以上のもの ○4の事業を実施する場合、調査計画事業計画概要書を策定する。

実 施 要 綱	農村地域防災減災実施要綱			
実 施 要 領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙6)			
交 付 要 綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補 助 率	区 分	国	県	その他
	1 の 事 業 内 地	55	未	未
	1 の 事 業 離 島	55	未	未
	2 の 事 業 (大 規 模)	55	37	8
	2 の 事 業 (小 規 模)	55	32	13
	3 の 事 業 (大 規 模 : 内 地) 県 営	55	37	8
	3 の 事 業 (大 規 模 : 離 島) 県 営	55	36	9
	3 の 事 業 (小 規 模 : 内 地) 県 営	55	32	13
	3 の 事 業 (小 規 模 : 離 島) 県 営	55	34	11
	3 の 事 業 (小 規 模 : 内 地 ・ 離 島) 団 体 営	55	15	30
	4 の 事 業	100	0	0
適 用	・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 ・2の事業の離島の補助率は未定。 ・3の事業について、県営事業要件は下記①～④すべての要件に満たす場合に限る。 ①受益面積 30ha 以上、②総事業費3千万円以上、③車道幅員が概ね 4.0m 以上、④農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線を対象。 ・3の事業について、団体営要件は下記①～②両方の要件に満たす場合に限る。 ①県営事業の実施要件以外とする。②市町村が実施主体となり、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線を対象。 ・4の事業において、二次被害が予想される地区における施設に係るものであって令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額補助			

補助事業名	農村地域防災減災事業(農業用河川工作物等応急対策事業)			
事業主体	県又は団体			
事業内容	1 農業用河川工作物応急対策事業 (1) 工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について、対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。 (2) 工作物の本来の機能が失われ、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について、洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。 2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業 地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの(高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る)。 3 実施計画策定等 (1) 実施計画策定 整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの。 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれがある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するもの。			
要件	○大規模事業 総事業費が概ね1億円以上のもの ただし、離島にあっては、5,000 万円以上のもの ○小規模事業 総事業費が概ね 800 万円以上のもの ○工作物の撤去に伴う代替水源の整備 工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙7)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	1の事業(1億円以上:県営) 一般地域	55	37	8
	1の事業(1億円以上:県営) 中山間地域	55	37	8
	1の事業(5千万～1億未満) 一般地域	50	42	8
	1の事業(5千万～1億未満) 中山間地域	55	42	3
	1の事業(8百万～5千万未満) 一般地域	50	32	18
	1の事業(8百万～5千万未満) 中山間地域	55	32	13
	2の事業	50, 55	未	未
	3の事業	100	0	0
適用	島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 3の事業において、二次災害が予想される地区における施設に係るものは、令和12年度までは定額補助			

補助事業名	農村地域防災減災事業(地すべり対策事業) 地すべり防止工事 地すべり防止施設長寿命化対策工事				農村地域防災減災事業(地すべり対策事業) 関連事業																
事業主体	県営				団体営																
事業内容	1 地すべり防止工事 地すべり防止法第3条により指定された防止区域で地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事。 4 地すべり防止施設長寿命化対策工事 地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事。 5 施設長寿命化計画策定 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの				3 関連事業 地すべり防止工事と直接関連して実施することにより、地すべり防止機能を果たすもの、また地すべりによる二次被害の増大を排除するもの、及び土地利用を合理化することによって被害を軽減するもの。 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、区画整理、農道の整備。																
採択要件	○1の事業を実施する場合は総事業費が 70,000 千円以上。 ○4の事業を実施する場合は施設長寿命化計画が策定されており総事業費が 8,000 千円以上。				○3の事業を実施する場合は地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの。 詳細は「農地地すべり対策事業便覧」による。																
	地すべり防止区域指定基準 1. 貯水量 30,000m ³ 以上のため池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは農道。 2. 農地面積 10ha 以上、または、農地面積が5～10ha 未満の場合にあつては、下表のとおり計 10 を満足するものであること。																				
	<table><tr><td>農 地 (h a)</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>人 家 (戸 数)</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>計</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr></table>								農 地 (h a)	5	6	7	8	9	人 家 (戸 数)	5	4	3	2	1	計
農 地 (h a)	5	6	7	8	9																
人 家 (戸 数)	5	4	3	2	1																
計	10	10	10	10	10																
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱																				
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙11)																				
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱																				
補助率	区 分	国	県	その他	区 分	国	県	その他													
	地 す べ り 防 止 工 事	1/2	1/2	0	区画整理、暗渠排水事業内 地	(40)1/3	(30)30	(30)36.7													
	地 す べ り 防 止 施 設 長 寿 命 化 対 策 工 事	1/2	1/2	0	〃 離 島	50	30	20													
	施設長寿命化計画策定	1/2	1/2	0	農道整備事業傾斜度 15° 未満内 地	45	25	30													
					〃 離 島	50	25	25													
					15° 以上内 地	50	20	30													
					〃 離 島	50	25	25													
				かんがい排水施設及び ため池の整備	50	未	未														
適用					1. 補助率欄の()は、県、市町村以外が事業主体となる場合の補助率。 2. 過疎債適用該当地区にあつては、農道整備事業の県費補助率は 5%とする。但し、年度事業費の 6%又は 4.5%を県の交付金により助成する。																

補助事業名	農村地域防災減災事業(農村防災施設整備事業)
事業主体	県又は市町村
事業内容	1 農村防災施設整備 (1) 緊急避難路整備・・・集落の防災安全のために必要な道路の整備であって農道を補完するもの ただし、道路法の市町村道のうち幹線市町村道は対象としない。 (2) 緊急避難施設整備・・・集落の防災安全のために必要な避難施設その他の避難場所の新設及び変更 (3) 防火水槽整備・・・集落の防災安全のために必要な防火水槽及び附帯施設の新設及び変更 (4) 緊急避難施設の耐震化・・・農林水産省所管に係る助成等をもって整備された施設のうち避難場所となっているものの耐震化 (5) 情報基盤施設整備・・・土地改良施設等の維持管理やこれに関する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な情報基盤施設の整備 (6) 雪崩防止施設整備・・・雪崩予防柵、防雪柵等の新設 (7) 防護柵等安全設備・・・集落の防災安全のために必要な土留工、安全柵等の新設及び変更 (8) 災害防除林・・・台風常襲地帯等で、風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて特に必要と認めるものの新設及び変更 2 農業生産基盤整備 (1) 農業用排水施設整備・・・農業用排水施設の新設、廃止又は変更 (2) 区画整理・・・農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連のある工事を一体として行う事業 (3) 農用地造成・・・農用地以外の土地の畑地への地目転換(農用地間の地目変更を含む。)とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更 (4) 農道整備・・・農道、農道橋の索道又は軌道等運搬施設の新設又は変更 (5) 農用地の改良又は保全・・・農用地の改良又は保全上必要な事業 3 農村生活維持施設整備 (1) 農業集落道路整備・・・農業集落周辺における農業生産基盤整備に係る農道を補完する農業集落道の新設及び変更 ただし、道路法の市町村道のうち幹線市町村道は対象としない。 (2) 営農飲雑用水施設整備・・・家畜の飼育、園芸作物等の栽培(かんがいを除く。)、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の新設及び変更 (3) 農業集落排水施設整備・・・農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設等の新設及び変更 (4) 農業施設等用地整備・・・区画整理により創設された非農用地の整備及び農業施設用地その他公共施設用地等に供するものの整備 4. 実施計画策定等 (1) 実施計画策定・・・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定・・・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定する。
要件	○1の事業を実施する場合は農村防災施設整備事業計画書を策定し、要件は次に掲げるとおりとする。 次の(1)、(2)のいずれかの区域であり、かつ(3)を満たすこと (1) 災害防除対策推進地域等であるもの (2) 用排水施設等整備の受益地内もしくは、受益地内を含むその周辺地域にあるもの (3) 調査計画事業の安全度評価における調査において必要と認められたもの ○2の事業を実施する場合、甚大な災害発生地域であり、次に掲げる条件を満たすこと。 (1) 農業用排水施設整備事業 概ね 60ha 以上 (2) 区画整理備事業 概ね 60ha 以上 (3) 農用地造成事業 概ね 40ha 以上 (4) 農道整備事業 概ね 50ha 以上 (5) 農用地の改良又は保全事業 概ね 20ha 以上 ○3の事業を実施する場合、甚大な災害発生地域であり、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業又は2の事業と併せ行う事業であること。 ○4の事業を実施する場合、調査計画事業計画概要書を策定する。

実 施 要 綱	農村地域防災減災実施要綱			
実 施 要 領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙13、要領別紙13-2)			
交 付 要 綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補 助 率	区 分	国	県	その他
	1 の 事 業 内 地	55	未	未
	1 の 事 業 離 島	60	未	未
	緊 急 避 難 路 整 備 事 業 (内 地)	55	35	10
	緊 急 避 難 路 整 備 事 業 (離 島)	60	未	未
	2 の 事 業 内 地	55	未	未
	2 の 事 業 離 島	60	未	未
	3 の 事 業 内 地	55	未	未
	3 の 事 業 離 島	60	未	未
	4 の 事 業	100	0	0
適 用	島根県は県下全域が中山間地域 緊急避難路整備のみ負担率決定 4の事業において、二次被害が予想される地区における施設に係るものであって令和12年度までに採択する場合にあっては定額補助			

補助事業名	農村地域防災減災事業(農業水利施設危機管理対策事業)			
事業主体	県(ただし、2の事業は県又は団体)			
事業内容	1. 農業水利施設安全対策推進計画の策定 2. 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備			
要件	1の事業については、「農業水利施設の安全対策実施方針」に定めた対策であること。 2の事業については、次の事項に該当すること。 1)「農業水利施設の安全対策実施方針」に定めた施設であり、かつ「農業水利施設安全対策推進計画」に位置づけられた施設であること。 2)1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙第16)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	1の事業(県営)	55	未	未
	42の事業(県営及び団体営)	55	未	未
適用	・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。			

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池緊急防災環境整備事業)			
事業主体	1, 2, 4(ため池の統廃合に係るものを除く)及び5の事業にあっては県又は団体 3, 4(ため池の統廃合に係るものに限る)の事業にあっては県又は市町村 ※団体とは市町村、土地改良区、農業協同組合、その他都道府県知事が適当と認めるもの			
事業内容	(1) 監視・管理体制の強化 災害の発生を未然に防止するために必要な観測機器の設置等 (2) 緊急的な防災対策 ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施 (3) 地域防災上のリスク除去 農業用または旧農業用ため池の廃止かつ代替水源の確保 (4) ハード整備の着手促進 ハード事業に着手するために必要なため池敷所有者を確定する為の相続関係調査、用地境界を確定するための測量等の実施 (5) 実施計画策定 事業の実施に必要な施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定			
要件	(1) 監視・管理体制の強化 及び 緊急的な防災対策 ・防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ha 以上のもの (2) 地域防災上のリスク除去(ため池廃止) ・防災重点農業用ため池であって、想定被害額(農外)が 500 万円以上のもの。 ・廃止に伴い代替水源を確保するための施設整備を伴うもの。 ・廃止後の維持管理を行う者と、見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対応方法について明らかにしておくこと ・埋め立てによる土地造成を行わないもの。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋め立てる場合を除く (3) ハード整備の着手促進 事業内容(1)(2)を実施するために行うものは(1)の要件 事業内容(3)を実施するために行うものは(2)の要件			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙14、14-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	監視・管理体制の強化(観測機器設置)	100	0	0
	緊急的な防災対策(ため池補修等)	100	0	0
	地域防災上のリスク除去(ため池廃止)	100	0	0
	ハード整備の着手促進(相続関係調査等)	55	未	未
	実施計画策定等	100	0	0
適用	採択期間 (1)(2)および(4)は令和12年度までとする(ただし、(4)の事業にあってはため池廃止に関するものを除く) (1)(2)(5)の事業において、二次災害が予想される地区における施設に係るものは、令和12年度までは定額補助			

事業名	土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	1. 土地改良施設突発事故復旧事業 土地改良事業等によって造成された施設(農業水利施設、農道)について、突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行う 〔事業の内容〕 (1)現地仮復旧 安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置 (2)機能回復を行う復旧工事 施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置 (3)緊急応急工事 1、2に掲げるもののうち、地方農政局長が緊急に施行する必要があると認める応急工事 (4)類似被害防止工事 (1)から(3)により復旧する当該突発事故被害と類似の被害を防止するための措置 2. 土地改良施設事故防止事業 老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置 〔対象外となる被害〕 (1)暴風、洪水、高潮、地震その他の天然現象を原因とするもの (2)明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏を原因とするもの (3)基だしく維持管理の義務を怠ったことを原因とするもの (4)施設管理者又は第三者の過失を原因とするもの (5)維持工事として復旧できる被害の程度が小さいもの			
要件	1. 末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上(中山間地域にあつては、おおむね10ヘクタール以上)。ただし、かんがい期に発生する等農業生産への影響が大きいもの、施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの、地域の経済活動や生活機能への影響が大きいものはこの限りではない。 2. 復旧に要する事業費が1箇所当たり200万円以上 3. 適切に保全管理されているものであること(維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること、機能保全計画等を定めた上で計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること) 〔その他〕 ・法に基づく応急工事計画の策定(市町村営事業の場合は、市町村が議会の議決を経て策定。土地改良区営事業の場合は、総会の議決を経たのち知事の許可を受けて策定。) ・土地改良区が事業主体となる場合は定款にその旨位置づけることが必要			
実施要綱	土地改良施設突発事故復旧・防止事業実施要綱			
実施要領	土地改良施設突発事故復旧・防止事業実施要領			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	内 地 (県 営)	50	未定	未定
	(団体営)		25	25
	中山間地域 (県 営)	55	未定	未定
	(団体営)		22.5	22.5
	離 島 (県 営)	60	未定	未定
	(団体営)		20	20

	・実施要綱において、国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものと規定 ・農家負担金を徴収する場合、市町村営事業では農家負担を徴収する旨と3分の2以上の同意徴収を得ることを条例に定めることが求められ、土地改良区営事業では同意徴収の必要はないが農家負担を徴収することを定款に定めておくことが必要
適 用	・中山間地域は、5法（離島、山振、半島、過疎、特農）指定地域を含む市町村に適用 ・事業主体は、施設の状態や管理状況等を普段から把握している施設管理者等（市町村、土地改良区）を原則とする。 1. 土地改良施設突発事故復旧事業 ・事故発生日の翌日から1週間以内に被害状況、被害額等を報告 ・事故発生日から 60 日以内に事業計画書等を提出 2. 土地改良施設事故防止事業 ・事故の兆候確認後、速やかに事故の兆候、事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響等を報告 ・予備調査を行った上で事故防止事業計画書等を提出

事業名	土地改良施設突発事故復旧・防止事業(直轄)			
事業主体	国 営			
事業内容	1. 土地改良施設突発事故復旧事業 国営土地改良事業によって造成された施設(農業水利施設、農道)について、突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行う 〔事業の内容〕 (1) 現地仮復旧 安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置 (2) 機能回復を行う復旧工事 施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置 (3) 緊急応急工事 1のうち緊急に施行する必要がある工事(財務省との協議が必要) (4) 類似被害防止工事 (1)から(3)により復旧する当該突発事故被害と類似の被害を防止するための措置 2. 土地改良施設事故防止事業 老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置 〔対象外となる被害〕 (1) 暴風、洪水、高潮、地震その他の天然現象を原因とするもの (2) 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏を原因とするもの (3) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことを原因とするもの (4) 施設管理者又は第三者の過失を原因とするもの (5) 維持工事として復旧できる被害の程度が小さいもの			
要件	1. 対象施設 国営土地改良事業で造成した施設 2. 面積 支配面積がおおむね100ヘクタール以上 3. 事業費 復旧に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上、又は、高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているもの 4. 保全管理 適切に保全管理されているもの ・維持管理事業計画等に基づく管理がなされていること ・機能保全計画等の策定及び活用がなされていること			
実施要綱	土地改良施設突発事故復旧・防止事業(直轄)実施要綱			
実施要領	土地改良施設突発事故復旧・防止事業(直轄)実施要領			
交付要綱	—			
負担率	区 分	国	県	その他
	内地			
	土地改良施設・復旧事業	2/3	30	3.4
	土地改良施設・防止事業	2/3	未定	未定
・実施要綱において、国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものと規定				

適 用	1. 土地改良施設突発事故復旧事業 ・事故発生後7日以内に農村振興局へ報告すること ・事故発生日から 30 日以内に事業計画書等を提出 施設管理者(市町→県)→農政局→農村振興局 2. 土地改良施設事故防止事業 ・事故の兆候確認後、速やかに事故の兆候、事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響等を報告 ・予備調査を行った上で事故防止事業計画書等を提出
-----	---

農 山 漁 村 交付金事業名	海岸保全施設整備事業		
(参 考) 補助事業名	海岸保全施設整備事業		
事業主体	県	営	団 体 営
事業内容	沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図る。 1. 海岸保全施設整備 (1)高潮対策 (2)侵食対策 (3)海岸耐震対策 (4)海岸堤防等老朽化対策 2. 津波・高潮危機管理対策 3. 海岸環境整備		
要 件	1. 高潮及び侵食対策(事業主体は海岸管理者)は次にあげる要件をみたすもの ①高潮、津波、波浪、侵食による被害が発生する恐れの大なる海岸であり、1km当りの防護面積が5ha以上又は防護人口が50人以上を基準とする ②(海岸保全施設整備事業に係る運用)第2の4事業計画が策定されている地区 ③事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費は内地1億円、離島5,000万円以上 2. 海岸耐震対策(事業主体は海岸管理者)は次に満たす要件をみたすもの ①一連の防護区域に地域中枢機能集積地区(役場、警察署、消防署、病院等)を有しており、大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害の恐れがあり、緊急的な対策を要する海岸 ②(海岸保全施設整備事業に係る運用)第2の4事業計画が策定されている地区 ③事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が県営5,000万円以上、市町村営2,500万円以上 3. 海岸堤防等老朽化対策(事業主体は海岸管理者)は次に満たす要件をみたすもの (1)長寿命化計画の変更 ①既に策定されている長寿命化計画について、水門・陸閘等の施設の追加又は統廃合を反映させ、令和5年度までに変更されるもの ②既に策定されている長寿命化計画について、沖合施設の追加又は新技術等を活用した施設の点検手法などを反映させ、令和7年度までに変更されるもの (2)老朽化対策 ①長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。 ②老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、その機能の強化又は回復を行う必要があると認められるもの ③海岸保全基本計画書等に基づき(海岸保全施設整備事業に係る運用)第2の4事業計画が策定されている地区 ④事業計画に位置付ける総事業費が県営5,000万円以上、市町村営2,500万円以上 ⑤農地の保全に係るものについて、地区内の防護区域内に農地が存在しないものの、他に防護すべき人家等、引き続き海岸保全区域として保全する必要がある場合は、上記要件に加え、海岸保全区域適正化計画書を策定すること 4. 津波・高潮危機管理対策(事業主体は海岸管理者)は次にあげる要件をみたすもの ①大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸 ②地域の防災計画等に基づき(海岸保全施設整備事業に係る運用)第2の4事業計画が策定されている地区 ③事業計画に従って実施される事業で、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること ④堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止は以下のいずれかの施設を対象とするものに限ること ⑦施設の耐震化に資するもの ⑧津波又は高潮の波力に耐えられない程度に損傷が著しいもの ⑨避難経路に近接し、避難対策上支障をきたす恐れが強いもの ⑤事業計画に位置付ける総事業費が県営5,000万円以上、市町村営2,500万円以上 5. 海岸環境整備(事業主体は県又は市町村) ①海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場等施設のある地域又は計画されている地域において、より海浜利用が促進される機能を発揮するために行う施設の新設若しくは改良で総事業費が1億円以上のもの ②広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画の策定及び①で定めた施設等の新設又は改良で総事業費が1億円以上のもの ③侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が1億円以上のもの ④自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う次の事業で、総事業費が1億円以上のもの ⑦国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良を行う海岸 ⑧国立公園内等の利用・景観への配慮又は貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸 ⑤農地保全に係る海岸の区域に限り、ヘドロ等の除去で総事業費が1億円以上のもの、海岸保全区域の放置座礁船の処理で総事業費が5,000万円以上		

実 施 要 領	農山漁村地域整備事業交付金実施要領 別紙11							
交 付 率	区分	国	県	その他	区分	国	県	その他
	高 潮 侵 食 対 策 （ 内 地 ）	50	50	0	高潮侵食対策((内地)	50	未	未
	〃 （ 離 島 ）	55	45	0	〃 （離島）	55	未	未
	海 岸 耐 震 対 策 （ 内 地 ）	50	未	未	海岸耐震対策(内地)	50	未	未
	海 岸 耐 震 対 策 （ 離 島 ）	55	未	未	海岸耐震対策(離島)	55	未	未
	海岸堤防等老朽化対策(内地)	50	未	未	海岸堤防等老朽化対策 (内地)	50	未	未
	海岸堤防等老朽化対策(離島)	55	未	未	海岸堤防等老朽化対策 (離島)	55	未	未
	津波・高潮危機管理対策 (内 地 ・ 離 島)	50	未	未	津波・高潮危機管理対策 (内地・離島)	50	未	未
	海 岸 環 境 整 備	1/3	未	未	海 岸 環 境 整 備	1/3	未	未
適 用	(1)海岸堤防等老朽化対策のうち、機能の回復を行うものの国費率は50%							